無縁墳墓等改葬公告

宗教法人仏舎利苑、京都霊園内墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年七月十九日

一、墳墓等所在地　京都市西京区大枝沓掛町二六番地の六二六

一、墳墓等の名称　宗教法人仏舎利苑京都霊園墳墓

一、死亡者の本籍及び氏名　兵庫県　鷹野健一郎、石川県　浦野聡、大阪府　宮崎愛子、大阪府　長野秀昭、京都府　瀧本克秀、大阪府　熊倉研也、京都府　浅岡弥之助、兵庫県　齋藤孝子、京都府　西川末治、愛媛県　篠崎絹代、大阪府　山田捷二、静岡県　荒川録郎、京都府　川本松枝、京都府　宮垣欣彦、大阪府　藤田宜孝、京都府　橋本一夫、京都府　寺川俊雄、京都府　寺川清三郎、京都府　安江光夫、大阪府　肥田祚夫、大阪府　久保田和男、京都府　船井伊都子、東京都　小林晃、大阪府　諏訪アヤ、鹿児島県　西園智信、京都府　福田祐一、京都府　境田末次郎、以下本籍すべて不詳　宮本博明、大山愛子、広田京子、山本末江、康基蓮、前田薫一、山田志津、内山和恵、千原誠一、北村タイ、吉田欣司、大原永鳳、村山直衛、佐野秀格

一、改葬を行おうとする者　京都市西京区大枝沓掛町二六番地の六二六　宗教法人仏舎利苑　代表役員　北村　正人

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年七月十九日

一、墳墓等所在地　沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆五五三番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県中頭郡読谷村字喜名四一〇―二　安富祖信子

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による名古屋都市計画事業日進竹の山南部特定土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

愛知郡日進町大字岩崎字石兼二三番地の五　岩崎不動産株式会社

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、日進竹の山南部特定土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

二　この処分について不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、日進竹の山南部特定土地区画整理組合を被告として（訴訟において日進竹の山南部特定土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、日進竹の山南部特定土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを日進竹の山南部特定土地区画整理組合事務所の掲示所において掲示する。

平成二十四年七月十九日

愛知県日進市岩崎町六坊九八番地

日進竹の山南部特定土地区画整理組合

理事長　丹羽　新一

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社マツザカヤ友の会

二、代表者の氏名　代表取締役　池田　晃

三、本店の所在地　名古屋市中区栄三丁目一六番一号　営業所の名称及び所在地　大阪営業所　大阪市中央区天満橋京町一番一号　岡崎営業所　岡崎市康生通西三丁目一五番地四号　くずは営業所　枚方市楠葉花園町一五番五号　名古屋駅店営業所　名古屋市中村区名駅一丁目一番二号　高槻営業所　高槻市紺屋町二番一号　静岡営業所　静岡市葵区御幸町一〇番地の二　富士ギフトショップ営業所　富士市永田町二丁目五一番二号　清水営業所　静岡市清水万世町二丁目三番一号　焼津営業所　焼津市西小川一丁目一一番地七　豊田営業所　豊田市西町六丁目八五番地一　各務原ギフトショップ営業所　各務原市鵜沼西町三丁目二四二番地の一

四、許可年月日　昭和四十九年十二月二十五日

五、営業を廃止した年月日　平成二十二年九月一日

六、営業保証金の金額　営業保証金　金六十五万円

七、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中部経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十四年七月十九日

大阪市中央区心斎橋筋一丁目七番一号

株式会社大丸松坂屋友の会

代表取締役　池田　晃

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　第一相美株式会社　第一相美株式会社　横浜市西区南幸二丁目一番二二号　相鉄ムービル五階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出してください。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年七月十九日

横浜市西区南幸二丁目一番二二号

第一相美株式会社

代表取締役　安室　吉郎

第26期決算公告

平成24年7月19日　東京都千代田区富士見二丁目13番3号

株式会社角川学芸出版

代表取締役社長　山下　直久

貸借対照表の要旨　（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	505,413	流動負債	490,216
固定資産	10,024	（うち返品調整引当金）	(23,000)
		固定負債	13,806
		負債合計	**504,022**
		株主資本	11,415
		資本金	100,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	△ 178,584
		その他利益剰余金	△ 178,584
		（うち当期純利益）	(8,252)
		純資産合計	**11,415**
資産合計	**515,438**	**負債・純資産合計**	**515,438**